

回 覧 平成30年11月15日（三股町）代表 ☎ 52-1111

・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
・	・	・	・	・	・	・	・	・	・

◎ 読んだらすぐ隣へ回しましょう

- | 【分類】 | 【No.】 | 【内容】 |
|------------------|-------|---|
| <お知らせ> | 1 | ◆町制施行70周年記念カレンダーを配布します
◆家屋を取り壊すときはお知らせください
◆12月2日（日）に町内一斉清掃を実施します |
| | 2 | ◆宮崎県知事選挙が行われます |
| | 3 | ◆12月4日（火）～10日（月）は人権週間です
◆住生活総合調査にご協力ください |
| | 4 | ◆平成30年度の自衛官などを募集します
◆家内労働（内職）情報をお知らせします |
| <保健と福祉>
（子ども） | 5 | ◆平成31年4月からの保育園などの入園受け付けが始まります |
| <募 集> | 6 | ◆「～わくわく教室～ 華やか しめ縄教室」の受講生を募集します
◆「～わくわく教室～ アクアジェルフラワー教室」の受講生を募集します |



- | 【分類】 | 【No.】 | 【内容】 |
|-----------|-------|---|
| <催 し> | 7 | ◆「第137回みまたん駅前よかもん市（朝市）」を開催します |
| <農林畜産業関連> | 7 | ◆12月の農業用廃棄プラスチック処理業務内容のお知らせ |
| | 8 | ◆毎月10日・20日・30日は「町内一斉消毒」の日です
◆地域みんなで住みよい農村づくりに取り組もう |
| <相 談> | 9 | ◆「行政相談」を実施します
◆「人権相談」を実施します |
| | 10 | ◆「消費生活無料法律相談」を実施します
◆「無料法律相談」を実施します
◆「ふれあい福祉相談」を実施しています |



お知らせ

◆ 町制施行70周年記念カレンダーを配布します

本町は、今年が町制施行の70周年の年です。

このたび、「三股らしさ」をテーマに実施した「みまたんフォトコンテスト」の月間賞作品を使用して、70周年記念のカレンダーを製作しました。

今回の回覧と一緒に配布しますので、一世帯当たり1部ずつお受け取りください。

なお、カレンダーには町内の主要な行事予定も掲載していますので、日程などを参考にしながら、各種行事にご参加いただけたら幸いです。



※お問い合わせは、

三股町役場 企画商工課 企画政策係
☎：52-1114（3階 ⑪番窓口）
をお願いします。

◆ 家屋を取り壊すときはお知らせください

住宅、倉庫や車庫など、家屋を取り壊した人や、年内に取り壊す予定の人は、資産税係にご連絡ください。

1月1日に所有されている家屋に対して課税されます。

なお、専用住宅を壊した場合に限り、土地の住宅用地の特例が無くなります。



※お問い合わせは、

税務財政課 資産税係（1階 ⑤番窓口）
☎：52-9636 をお願いします。

◆ 12月2日（日）に町内一斉清掃を実施します

快適な生活環境と美しいまちづくりのために、各自治公民館や各支部、各種団体などで、家庭周辺の清掃を実施してください。

町内一斉清掃日：12月2日（日）
【12月は、町内のごみ拾い推進月間です】

雑草の少ない12月の町内一斉清掃は、
公園・広場や道路など、町内のごみを拾いましょう。

- ・環境美化に努め、「花と緑と水のまち」を推進します。
- ・ごみを拾う習慣と、ごみのポイ捨てをさせないまちをつくりましょう。

■搬入場所 = 町一般廃棄物最終処分場（クリーンヒルみまた）

■搬入時間 = 午前7時30分～9時

※時間厳守をお願いします。ただし、やむを得ず時間に間に合わない場合は、町一般廃棄物最終処分場（☎52-5424）までご連絡ください。

■搬入できるごみ = 清掃による不燃物

- ・分別して、直接搬入してください（役場での回収は行っていません）。
- ・処分場内では係員の指示に従ってください。
- ・可燃物は指定ごみ袋に入れて、各自ゴミステーションに出してください。
- ・草、剪定くず、側溝の泥や火山灰を持ち込む場合は、袋に入れずに持ち込むか、処分場で袋から出してください。

※お問い合わせは、

環境水道課 環境保全係（2階 ⑨番窓口）
☎：52-9082（直通）をお願いします。



◆ 宮崎県知事選挙が行われます

宮崎県知事選挙の投票が次のとおり行なわれます。各家庭に郵送される入場券に掲載された投票所で投票してください。

■投票日 = **12月23日(日)**

■時間 = **午前7時 ~ 午後6時まで**

■場所 = 各投票所(下表のとおり)

投票区	投票所の名称	所在地	投票区の区域
第1投票区	第1地区分館	樺山 3480 番地 2	山王原・仲町
第2投票区	第2地区交流プラザ	樺山 2730 番地	上米・中米・櫛田・谷
第3投票区	第3地区分館	宮村 1494 番地 1	小鷲巣・寺柱・大鷲巣・高畑
第4投票区	第4地区分館	長田 3093 番地	田上・梶山
第5投票区	第5地区分館	長田 6170 番地 1	轟木・仮屋・大野・大八重
第6投票区	第6地区分館	蓼池 2295 番地	勝岡・前目・餅原・三原
第7投票区	第7地区分館	樺山 4373 番地 2	上新馬場・下新馬場
第8投票区	第8地区分館	樺山 4598 番地	東原・稗田
第9投票区	三股町西部地区体育館	樺山 1765 番地 10	東植木・西植木
第10投票区	蓼池児童館	蓼池 3494 番地	蓼池
第11投票区	三股西小学校体育館	花見原 11 番地 1	今市・中原・花見原

■期日前投票(不在者投票) =

投票日に仕事などの用事で投票ができない人は、期日前投票(不在者投票)ができます。

○期日前投票の日時と場所

場所	期間	時間
三股町役場 1 階ロビー	12月7日(木)～ 12月22日(土)	午前8時30分～ 午後8時
第6地区分館 (出張所)	12月17日(月)	午後3時～ 午後7時45分
三股町西部地区体育館 (出張所)	12月18日(火)	午後3時～ 午後7時45分
三股駅多目的ホール (出張所)	12月19日(水)～ 12月20日(木)	午前10時～ 午後7時45分

■投票できる人 =

平成12年12月24日以前に生まれた人で、平成30年9月5日以前から引き続き三股町の住民基本台帳に記録されており、選挙人名簿に登録されている人。

■郵便による不在者投票 =

次のどちらかに該当する場合は、郵便で投票することができます。

①身体障害者手帳か戦傷病者手帳を持ち、両下肢などに重度の障害がある人(一定の条件があります)

②要介護認定を受け、その状態区分が「要介護5」の人

※郵便で不在者投票をする場合は、あらかじめ「郵便等投票証明書」の交付を受ける必要がありますので、事前にご相談ください。

12月6日(告示日)に立候補届出者が2人に達しない場合は、無投票当選となり、投票は行なわれませんのでご注意ください。

※お問い合わせは、

町選挙管理委員会 ☎ : 52-1111・内線2222
にお願いします。



◆ 12月4日（火）～10日（月）は人権週間です

今年も、12月4日から「人権週間」が始まります。「人権週間」は、1948年12月10日にパリで開催された『第3回国際連合総会』で、世界人権宣言が採択されたことに由来します。この日を記念して、国際連合は毎年12月10日を「人権デー」と定め、全ての加盟国が人権思想の普及高揚に努めるように呼びかけています。

日本でも、毎年12月4日～10日までの1週間を「人権週間」として、広く国民に人権思想の普及と人権意識の高揚を呼びかけるため、さまざまな行事を実施しています。

法務省と全国人権擁護委員連合会では、この週間中、啓発活動重点目標を次のとおり設定し、人権思想の普及のため啓発活動を展開しています。

■啓発重点目標＝

「みんなで築こう 人権の世紀

～考えよう 相手の気持ち 未来へつなげよう 違いを認め合う心～

<こんなときは人権擁護委員にご相談を！>

人権が侵害されたり、侵害されるおそれがある場合や、いじめ、体罰、土地建物、金銭の貸し借り、そのほか家庭内の問題などでお困りの人は、次のいずれかにご相談ください。

- ・人権擁護委員による相談所（月に1回 三股駅多目的ホールで開催）
- ・宮崎地方法務局都城支局（☎：22-0490）
- ・全国共通人権相談ダイヤル（☎：0570-003-110）

相談は無料で、秘密は固く守られます。安心して気軽にご相談ください。



※お問い合わせは、

総務課 行政係（2階 ⑦番窓口）

☎：52-1112（直通）にお願いします。

◆ 住生活総合調査にご協力ください

国土交通省では、12月1日に全国各地で「平成30年住生活総合調査」を行います。この調査は、居住環境を含めた住生活全般に関する実態や居住者の意向、満足度などを総合的に調査し、住生活基本法に基づく住生活の安定や向上に関わる総合的な施策を推進する上で必要な基礎資料の作成を目的とした5年周期の統計調査です。

今回は、10月に実施された「住宅・土地統計調査（総務省）」に回答いただいた世帯の中から一部を抽出し、全国で約12万世帯を対象に行います。本県でも、一定の抽出方法により無作為抽出した世帯の皆さんに回答をお願いすることとなっています。

調査票は11月24日から配布します。回答をお願いする皆さんには重ねてお手数をおかけすることとなりますが、ご協力をよろしく願います。

■調査の期日＝

12月1日現在の状況をご記入ください。

■調査の対象＝

平成30年住宅・土地統計調査に回答された世帯から抽出した世帯を対象に行います。

■調査の機関など＝

国土交通省が主管し、同省から業務を委託された民間事業者が実施します。

■調査の方法＝

調査は、ポスティングで調査票を配布し、郵送またはオンラインインターネットで回収する方法で行います。

■主な調査項目＝

- （1）現在の住宅と、住宅周りの環境の評価
- （2）現在のお住まい、以前のお住まい
- （3）今後のお住まいの予定



■調査結果の公表＝

調査の結果は、全国の他、地方ブロック別、市部・郡部別にまとめて、国土交通省の公式サイトで公表されます。その結果は、住生活の安定・向上に係る総合的な施策を推進するための基礎資料として利用されるとともに、広く国民一般に利用されます。

※お問い合わせは、

都市整備課 建築係（2階 ⑧番窓口）☎：52-9065（直通）にお願いします。

◆ 平成30年度の自衛官などを募集します

自衛隊は、国の平和と独立を守り、安全を保つための「国防」の任務と、災害時の人命救助や生活支援などを行う「災害救助」の任務に携わっています。近年では、海外での平和貢献活動も行っており、自衛隊の活動の重要性がより一層大きくなっています。

このように、国民の生命と財産を守り、世界平和を推進していくためには、優秀な人材を確保する必要があります。

次の日程で、各種自衛官などの試験を実施します。種目ごとに受付時期や試験日が異なりますので、ご確認ください。

募集種目①	自衛官候補生（男子）
応募資格	18歳以上33歳未満の人 ※平成30年10月1日から採用年齢上限が引き上げられました。
試験予定	12月8日(土) または 9日(日) 平成31年 1月27日(日) または 28日(月) 2月16日(土) または 17日(日)
採用期間	陸上は1年9カ月、海上、航空は2年9カ月を1任期として勤務。任期後は任期を継続するか、民間への就職など、自分に合ったキャリアアップを選択できます。

募集種目②	陸上自衛隊 高等工科学校生徒
応募資格	平成31年4月1日現在、15歳以上17歳未満（平成14年4月2日から平成16年4月1日までの間に生まれた人）の男子で、中学校卒業または、中等教育学校の前期課程修了者（卒業または修了見込みの人を含む。）
受付締切日	平成31年 1月 7日(月)
試験日程	平成31年 1月19日(土)
募集人数	約260人



※お問い合わせは、
自衛隊宮崎地方協力本部
都城地域事務所
☎：23-3944（内線373、374）
をお願いします

◆ 家内労働（内職）情報をお知らせします

県の就職相談支援センター（家内労働相談窓口）では、家内労働の情報提供とあっせんを無料で行っています。

◎家内労働をお探しの人へ

ご希望の家内労働がありましたら、就職相談支援センターにお問い合わせください（ご希望の家内労働の募集がすでに終了している場合は、ご了承ください）。電話での相談も受け付けていますので、気軽にお問い合わせください。※仕事によっては細かい作業もあるため、その他の求人条件が加わることがあります。

9月1日現在

仕事の内容	委託地域	工賃
干支の置物の絵付けなど	三股町、高原町 都城市内（要相談） 小林市内一部地域	1個 10円～50円
プラスチック製品のバリ仕上げ、検査、部品組み立て、シール貼り	三股町、都城市	作業内容による
部品組立、部品外観検査（キズ汚れなど）	三股町、都城市	1個 0.3～1.8円
婦人服のホック付け、ボタン付け、しつけ縫い	三股町、都城市	30円～
ブレザーボタン付け・しつけ縫い他	三股町、都城市	1ヶ所 10円～
縫製後の糸切りまとめ作業（ループ、まつり、ボタン付け、肩パット付け）	三股町、都城市とその近辺	4円～ （宮崎県婦人既製洋服製造業最低工賃に準ずる）
自動車用ハーネスのサブ作り	A：三股町、都城市とその近辺 B：三股町、都城市	A・Bともに 1本 4～20円
大島紬織り	三股町、都城市とその近辺	1反 2万～4万5千円

◎事業所の人へ

家内労働に適したお仕事はありませんか？

内職者募集の際には、ぜひ「就職相談支援センター」をご利用ください。



※お問い合わせは、

都城就職相談支援センター 〒885-0024 都城市北原町24街区21号
県都城総合庁舎1階 都城県税・総務事務所内 ☎/ファクス：25-0300
相談日：月曜～金曜日（土曜・日曜・祝日は休み） 相談時間：午前9時～午後5時
詳しくは県庁の公式サイトをご覧ください。

宮崎 内職

検索

◆ 平成31年4月からの保育園などの入園受け付けが始まります

入園希望者は、新規・継続に関わらず、各園へ早めにお問い合わせください。
退園・転園希望者も早めに各園または福祉課へお知らせください。
お申し込みは、次の要領で行ってください。

■ 申込書などの配布日・場所＝

- ・ 配布日：11月21日（水）から配布します。
- ・ 場 所：入所希望の保育園・認定こども園・幼稚園

※園が児童数を把握する必要があるため、書類の受け取りは、必ず希望する園でお願いいたします。

■ 受付期間・提出先＝

受付期間：11月21日（水）～12月20日（木）

提出先：第1希望の園・継続利用する園

※受付期間以降も受け付けますが、期間内に必要書類を提出した人を優先します。

※1号認定の申し込みは、園での内定後に申込書の提出をお願いします。

※1号認定と2号認定の併願の場合は、2号認定での受け付けとなります。

※定員数の都合で、第一希望の園に入園できない場合もあります。

※町外の保育園・認定こども園（2号・3号認定）は、新規の入園に制限があります。

■ 認定区分について＝

認定区分	年齢	保育の必要性	教育・保育時間	利用できる施設
1号認定	満3歳以上	なし	教育標準時間	幼稚園・認定こども園
2号認定	満3歳以上	あり	保育標準時間	保育園・認定こども園
			保育短時間	
3号認定	3歳未満	あり	保育標準時間	保育園・認定こども園
			保育短時間	

■ 提出書類＝

【新規入園者】

○支給認定申請書兼入園申込書（児童1人につき1部）

○就労証明書（2号・3号認定を申請する人）

※マイナンバーの提示が必要です（右記の「マイナンバーの提示」の項目を参照）。

【継続利用者】

○現況届（児童1人につき1部）

○就労証明書（2号・3号認定を申請する人）

追加書類が必要な世帯

① ひとり親世帯のうち、児童扶養手当を受給しておらず、母子および父子家庭医療費受給資格者証を持っていない人（新規・継続利用者全員）

⇒戸籍謄本

② 就労証明書に添付書類が必要な世帯（新規・継続利用者全員）

⇒世帯の状況に応じて必要な各種添付書類（手帳、診断書、証書などの写し）

※必要書類の提出がない場合は、入園できませんのでご注意ください。

■ マイナンバーの提示（新規入園者のみ）＝

入園申込書に世帯全員（同居者含む）のマイナンバーの記入が必要です。

※申込書提出時には、本人確認のため世帯全員の個人番号カード、または通知カードと保護者の顔写真付き証明書をお持ちください。

■ 面接（2号・3号認定のみ）＝

＜対象者＞ ・新規申込者（ただし、継続利用の兄弟がいる場合は除く）

・町内施設での転園希望者、転入予定者

・転入予定者

時 間：午後3時30分～6時

場 所：町役場4階第2会議室

準備するもの：印かん（認め印可）

日 程 ※平成31年	施 設 名
1月21日（月）	三股中央保育園・エーデルワイス幼保園・ひかりの森こども園
1月22日（火）	みどり保育園・稗田保育園・くるみ保育園
1月23日（水）	わかば保育園・ひまわり保育園（長田分園含む） たでいけ認定こども園
1月24日（木）	こぼと保育園・すみれ保育園・みまた幼稚園
1月25日（金）	りんどう保育園・第一幼稚園 その他、転入予定者

※面接日に都合がつかない場合は、平成31年1月28日（月）以降に福祉課へお越しください。



※お問い合わせは、福祉課 児童福祉係（1階 ⑥番窓口）

☎：52-9060（直通）までお願いします。

募 集

◆ 「～わくわく教室～ 華やか しめ縄教室」の受講生を募集します

お正月のしめ縄を作りますか？町教育委員会では、「華やか しめ縄教室」を次のとおり開催します。参加を希望する人は、お申し込みください。

■内容＝

生花以上の美しさを表現した造花『アーティフィシャルフラワー』と、美しさを保つために加工された生花『プリザーブドフラワー』を使って、今までにない華やかな「しめ縄」を作ります。

■講 師＝ ^{さくら} 櫻 ^{かな} 加奈 先生

■開催日時＝ 12月23日（日）午前10時～正午（2時間）

■受講料＝ 3,050円（講師代＋材料費）
※徴収方法は開催決定はがきでお知らせします。

■開催場所＝ 町中央公民館 中会議室

■募集人員＝ 15人（先着順）※申し込み人数が10人未満の場合は、開催することができません。

■申込期限＝ 12月7日（金）

■申し込み方法＝

中央公民館内の教育課または町役場総合案内窓口にて備え付けの申込用紙に必要事項を記入して、教育課生涯学習係（中央公民館内）に直接提出してください。

※お申し込み・お問い合わせ先は、

町教育委員会 教育課 生涯学習係

（受付時間 平日の午前8時30分～午後5時）

☎： 52-9311 ファクス： 52-9724 お願いします。



◆ 「～わくわく教室～ アクアジェルフラワー教室」の受講生を募集します

町教育委員会では、「アクアジェルフラワー教室」を次のとおり開催します。参加を希望する人は、お申し込みください。

■内容＝

ガラスドームを使って、プリザーブドフラワーとジェルでアレンジしていきます。ジェルがキラキラと光るので宝石のような輝きになります。普段目にするプリザーブドフラワーとはひと味違う、『アレンジメントフラワー』を作りますか？

■講 師＝ ^{さくら} 櫻 ^{かな} 加奈 先生

■開催日時＝ 12月24日（月）午前10時～正午（2時間）

■受講料＝ 3,250円（講師代＋材料費）
※徴収方法は開催決定はがきでお知らせします。

■開催場所＝ 町中央公民館 中会議室（当日はハサミをお持ちください）

■募集人員＝ 20人（先着順）
※申し込み人数が10人未満の場合は、開催することができません。

■申込期限＝ 12月7日（金）

■申し込み方法＝

中央公民館内の教育課または町役場総合案内窓口にて備え付けの申込用紙に必要事項を記入して、教育課生涯学習係（中央公民館内）に直接提出してください。

※お申し込み・お問い合わせ先は、

町教育委員会 教育課 生涯学習係

（受付時間 平日の午前8時30分～午後5時）

☎： 52-9311 ファクス： 52-9724 お願いします。



催 し

◆「第137回みまたん駅前よかもん市（朝市）」を開催します

期 日	11月25日（日） 【毎月第4日曜日開催】 ※雨天でも実施します（荒天中止） 雨の場合、店頭軒下と店内奥コミュニティ室で行います。
時 間	午前8時～10時30分ごろ
場 所	町物産館「よかもんや」前駐車場 （JR三股駅東隣）

今回の朝市は、三股西小の児童が作ったもち米の販売を行います。その他、大人気の寄せ植え体験も開催します！
 毎回、人気の商品や朝市でしか買えない限定商品がたくさん販売されます。
 さらには、「朝市で使える商品券」がもらえるポイントカードや、出店者から提供された商品が当たるお楽しみ抽選会も行います。
 毎月第4日曜日は朝市会場で朝食を取りませんか？たくさんのご来場を心からお待ちしています。

●商品券がもらえるポイントカードを発行します
 買い物をするともらえるポイント引換券を持って、ポイント引換所にお越しください。引換券1枚で1ポイントがもらえます。20ポイント集めると、朝市で使える500円分の商品券と交換できます。

●新しくなった！お楽しみ抽選会
 ポイント引換所で、3店舗分のポイント引換券で1回ガラポン抽選ができます。空くじなしの運試しをしましょう。

※抽選会は、8時半～10時ごろまで実施します。

●花屋「彩の葉」さんによる寄せ植え体験を行います
 先着70名、参加費500円（※事前申し込みはできません）
 受付：午前8時～／開始：午前8時30分～
 ★詳細は、チラシまたは、よかもんやまでご確認・お問い合わせください。

※ごみ減量化のため、マイバッグ持参を推進しています。ご協力をお願いします。
 ※新規出店者【出店料500円(会員)／1000円(非会員)】も募集しています。
 ※イベントなどは変更になる場合があります。詳細は町物産館「よかもんや」へ

■主催＝みまたん駅前よかもん元気会

※お問い合わせは、町物産館「よかもんや」
 ☎：52-3131 にお願ひします。



農林畜産業関連

◆12月の農業用廃棄プラスチック処理業務内容のお知らせ

使用済みのプラスチックは、排出業者（農業者）の責任で適正に処理することが義務付けられています。

☆12月の農業用廃棄プラスチックの処理業務を次のとおり実施します。

日 時	12月5日（第1水曜日）・12月19日（第3水曜日） 《午後1時30分～3時》 ★雨天時は中止になる場合があります。 ★この日時以外は受け入れできませんので、ご注意ください。
場 所	町最終処分場（クリーンヒルみまた）
搬入方法	土・くずなど異物を取り除き、 種類別・色別に分別 して20kg程度にひもなどで縛って搬入してください。
処理料金	塩化ビニル・・・1kg当たり 6円 ポリ系・・・1kg当たり 23円 硬質プラスチック類・・・1kg当たり 41円
注意事項	★処理料金は 現金支払い です。 ★ 印かん（認め印可） をお持ちください。 ★ 処分場内は徐行運転で走行 してください。



※町では表の日時・場所のみで処分できます。
 本町以外で実施している回収場所に、町内の農業者が廃棄プラスチックを持って行くことはできません。

◎ 農業用廃棄ビニール処理量のポイント化による町商品券交換事業を実施しています

農家の皆さんへ
 町農業用廃プラスチック適正処理対策推進協議会では、農業用廃プラスチック類（ビニールなど）の「再生処理利用」を目的とした排出処理をさらに促進するため、皆さんが処理した量をポイント化し、**累積したポイント数**に応じて「三股町商工会オリジナル商品券」に交換します。
農業用廃棄ビニールなどの不法焼却・不法投棄は法律で禁止されています。
 適正処理への認識を高めるとともに、この事業に積極的にご参加ください。

- ◎事業の対象者は、次の要件を全て満たしていることが必要です。
- ①農業を営み、町内に住んでいること。
 - ②処理日、場所や分別などを守ること。

※お問い合わせは、農業振興課 農政企画係（3階 ⑫番窓口）
 ☎：52-9086（直通）をお願いします。

◆ 畜産農家の皆さんへ



毎月10日・20日・30日は 「町内一斉消毒の日」です

現在、海外では口蹄疫・高病原性鳥インフルエンザの発生事例が次々に報告されています。また、9月には国内で26年ぶりとなる豚コレラの発生が確認されており、侵入リスクが高い状況にあります。伝染病に対する防疫意識を高め、よりいっそうの防疫強化をお願いします。

「畜産農家相互の注意喚起をお願いします」

《次のことを守りましょう》

①長靴の履き替え

農場用と外出用の長靴を履き替えることで、付着したウイルスの侵入を防ぎましょう。

②踏み込み消毒槽の設置と点検

踏み込み消毒槽は必ず設置し、消毒薬が汚れたら取り替えましょう。

③海外渡航は自粛しましょう

農場の従業員を含め、口蹄疫などが発生している国への渡航は極力控えてください。やむを得ず海外渡航した場合は、帰国後一週間は農場や畜舎に立ち入らないでください。

④早期発見・早期通報

家畜に異常が見られたら、すぐに獣医師または都城家畜保健衛生所（☎：62-5151）に連絡しましょう。

※消毒薬・農場訪問記録用紙は、畜産振興係で配布しています。

※お問い合わせは、農業振興課 畜産振興係（3階 ⑫番窓口）

☎：52-9088（直通）をお願いします。

◆ 地域みんなで住みよい農村づくりに取り組もう

農業・農村には、洪水や土砂崩れなどの自然災害の防止、自然環境の保全、美しい景観の形成などさまざまな働きがあります。しかし、近年の農村地域の人口減少、高齢化などの進行に伴う集落機能の低下により、農村環境の保全に支障が生じてきています。

このため、町では豊かな農村環境を後世につないでいくため、地域で取り組む共同活動に対して支援を行い、地域資源の適切な保全管理を推進しています。

【支援対象活動】

- 施設の点検、水路・農道の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持など
- 農業者による検討会などの地域資源の適切な保全管理のための推進活動
- 水路・農道の軽微な補修、植栽による景観形成、外来種駆除など

【支援の内容】

- 作業日当、材料費、機械リース費など

本町では、現在10の活動組織がさまざまな共同活動を実施しています。

【町内の活動組織】

- | | | |
|--------------|----|--------|
| ・早馬下地域資源保全会 | 代表 | 久松節夫さん |
| ・大野地域資源保全会 | 代表 | 兒玉辰教さん |
| ・梶山の水資源等を守る会 | 代表 | 鈴木治明さん |
| ・長田地域資源保全会 | 代表 | 尾山 卓さん |
| ・樺山地域資源保全会 | 代表 | 大村昭一さん |
| ・蓼池緑保全会 | 代表 | 野口英治さん |
| ・勝岡幹線水路会 | 代表 | 重久邦仁さん |
| ・田上地域資源保全会 | 代表 | 小林 勝さん |
| ・餅原地域資源保全会 | 代表 | 小林正美さん |
| ・宮村地域資源保全会 | 代表 | 尾崎幸男さん |



※お問い合わせは、農業振興課 農林整備係（3階 ⑫番窓口）

☎：52-9089（直通）をお願いします。

◆「行政相談」を実施します

行政相談は、国の行政全般について皆さんの意見、要望や苦情を聴いて、公正・中立の立場から関係行政機関などに必要なあつせんを行っています。また、その解決や実現を目指すとともに、皆さんの声を行政の制度・運営の改善に生かしています。国の仕事、その手続きやサービスで困っていることはありませんか？ 相談は無料、予約なしで気軽に利用できます。相談者の秘密は、固く守りますので、気軽にご相談ください。

期 日	12月3日（月）	12月17日（月）
相談委員	くすめぎ かずあき 久寿米木 和明	おおむら たみよし 大村 田三吉
時 間	午前10時～正午	
場 所	町総合福祉センター「元気の杜」	

※相談委員は、変更になる場合があります



※お問い合わせは、総務課 行政係（2階 ⑦番窓口）

☎：52-1112（直通）をお願いします。

◆「人権相談」を実施します

いじめや虐待などの「人権相談」だけでなく、家庭内の問題（夫婦・親子・離婚・扶養・相続）、近隣トラブルや金銭貸借、借地借家、登記などの「悩み事相談」にも応じています。予約は不要ですので、気軽にご相談ください。

※相談は無料です。

■特設人権相談

期 日	12月5日（水）
時 間	午前10時～午後3時
場 所	J R 三股駅多目的ホール「M★ういんぐ」
相談員	くわはた みよこ いまむら りえ 栞畑 実余子、今村 理絵 <u>※相談員は、変更になる場合があります</u>

■常設人権相談

日 時	平日の午前8時30分～午後5時15分
場 所	宮崎地方法務局都城支局 （都城合同庁舎5階相談室）
相談員	人権擁護委員・法務局職員



※お問い合わせは、

・特設人権相談： 総務課 行政係（2階 ⑦番窓口）

☎：52-1112（直通）

・常設人権相談： 宮崎地方法務局都城支局

☎：22-0490 をお願いします。

◆ 「消費生活無料法律相談」を実施します

町福祉・消費生活相談センターと都城市消費生活センターでは、次の日程で弁護士による「消費生活無料法律相談」を計画しています。町内に住む人が都城市で相談を受けることもできます。お困りのことがありましたら、ぜひご利用ください。

期 日	(三股町) 12月13日(木) (都城市) 12月21日(金)
時 間	(三股町) 午後1時30分～4時30分 (都城市) 午後1時～4時
場 所	(三股町) 町福祉・消費生活相談センター (都城市) 消費生活センター(都城市役所本館2階)
内 容	消費生活上のもめ事や多重債務などの法律的な問題について、弁護士が考え方や解決方法などを助言します。 ※個人の秘密は固く守られます。
申込方法	・相談内容を把握するため、必ず開催日の2日前までに事前相談、事前予約が必要です。 ・消費者生活に関する法律相談です(個人間のトラブル、相続、事業者からの相談などは対象外)。 ・日程は変更になる場合があります。 ・相談の詳細については、気軽にお問い合わせください。

※お申し込み・お問い合わせは、

町福祉・消費生活相談センター ☎：52-0999

都城市消費生活センター ☎：23-7154



◆ 「無料法律相談」を実施します

町社会福祉協議会では、毎月第3火曜日に「法律相談」を実施しています。

期 日	12月18日(火)
時 間	午後1時30分～4時30分
場 所	町総合福祉センター「元気の杜」
内 容	土地・建物・登記・遺言・結婚・離婚・金銭面でのもめごとなど、法律上のさまざまな相談・悩みごとに対して、司法書士が適切に回答しますので、気軽にご相談ください。 ※秘密は固く守られます。
申し込み方法	相談は予約制です。人数に制限がありますので、相談希望者は電話か窓口で直接お申し込みください。

※お申し込み・お問い合わせは、町社会福祉協議会

☎：52-1246 をお願いします。

◆ 「ふれあい福祉相談」を実施しています

町社会福祉協議会では、生活上のさまざまな問題について相談を受け付けています。

また、電話での相談も行いますので、気軽にご相談ください。

○相談日： 毎週月曜・水曜・金曜日

○時 間： 午前9時～午後5時

○場 所： 町総合福祉センター「元気の杜」

※お問い合わせは、町社会福祉協議会

☎：52-1246 をお願いします。

